

府中市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 国基準第一号訪問事業及び国基準第一号通所事業（第4条）

第3章 市基準第一号訪問事業（第5条—第10条）

第4章 市基準第一号通所事業（第11条—第16条）

第5章 雑則（第17条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の6第1号及び第2号の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 国基準第一号訪問事業
- (2) 市基準第一号訪問事業
- (3) 国基準第一号通所事業
- (4) 市基準第一号通所事業

2 この規則において「国基準第一号訪問事業」とは、府中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則（平成29年3月府中市規則第22号。以下「指定規則」という。）第3条第3項に規定する国基準第一号訪問事業をいう。

3 この規則において「市基準第一号訪問事業」とは、指定規則第3条第4項に規定する市基準第一号訪問事業をいう。

4 この規則において「国基準第一号通所事業」とは、指定規則第3条第5項に規定する国基準第一号通所事業をいう。

5 この規則において「市基準第一号通所事業」とは、指定規則第3条第6項に規定する市基準第一号通所事業をいう。

(介護予防・日常生活支援総合事業の一般原則)

第3条 介護予防・日常生活支援総合事業を行う者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 介護予防・日常生活支援総合事業を行う者は、介護予防・日常生活支援総合事業の運営においては、地域との結び付きを重視し、府中市、他の介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第2章 国基準第一号訪問事業及び国基準第一号通所事業

第4条 国基準第一号訪問事業及び国基準第一号通所事業の人員、設備及び運営並びに国基準第一号訪問事業及び国基準第一号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。）又は旧介護予防通所介護（同条第7項に規定する介護予防通所介護をいう。）に係る基準の例によるものとする。ただし、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項及び第106条第2項に規定する基準の例による基準は、次項に定めるとおりとする。

2 国基準第一号訪問事業を行う者及び国基準第一号通所事業を行う者は、利用者に対する当該事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間（第6号、第7号及び第8号に掲げる記録にあつては2年間）保存しなければならない。

(1) 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業（次項において「第一号介護予防支援事業」という。）による支援により作成

される計画（次項において「ケアプラン」という。）又は法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画（次項において「介護予防サービス計画」という。）

- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 従業員の勤務体制に係る記録
- (4) 費用の請求に係る記録
- (5) 利用料に係る記録
- (6) 市町村への通知に係る記録
- (7) 苦情内容等の記録
- (8) 事故の状況及び事故に際して採った処置に関する記録

3 国基準第一号訪問事業の運営に関する基準は、前2項に定めるもののほか、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局通知別紙）別記1(1)(㊦)①ただし書の規定を踏まえ、次のとおりとする。

- (1) 国基準第一号訪問事業を行う事業所のサービス提供責任者（第6条第3項に規定するサービス提供責任者をいう。）は、国基準第一号訪問事業の提供において把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報を、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）等のサービス関係者に対して提供する業務を行うものとする。
- (2) 国基準第一号訪問事業を行う者は、ケアプラン又は介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、第一号介護予防支援事業並びに法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業に従事する者又は法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

### 第3章 市基準第一号訪問事業

#### （基本方針）

第5条 市基準第一号訪問事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本人又はその家族が行うことが困難な調理、洗濯、掃除その他の家事を援助することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すも

のでなければならない。

(人員に関する基準)

第6条 市基準第一号訪問事業を行う者（以下「市基準第一号訪問事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「市基準第一号訪問事業所」という。）ごとに置くべき従事者（市基準第一号訪問事業の提供に当たる訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。）又は市が指定する研修を修了した者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。次項において同じ。）で、1以上とする。

2 市基準第一号訪問事業者は、市基準第一号訪問事業所ごとに、常勤の従事者のうち、1人以上（当該市基準第一号訪問事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下この章において同じ。）、指定介護予防訪問介護事業者（旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下この章において同じ。）又は国基準第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、市基準第一号訪問事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。）の事業、指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下この章において同じ。）の事業又は国基準第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合にあつては、当該事業所において一体的に運営される事業の利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上)の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、常勤換算方法によることができるものとする。

3 前項のサービス提供責任者は、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に規定するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する市基準第一号訪問事業の提供に支障がない場合は、当該市基準第一号訪問事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 市基準第一号訪問事業者が指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者又は国基準第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、市基準第一号訪問事業と指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護の事業又は国基準第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合においては、第1項の規定にかかわらず、当該市基準第一号訪問事業と一体的に運営される事業が、当該指定訪問介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を、当該指定介護予防訪問介護の事業又は当該国基準第一号訪問事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たさなければならない。

第7条 市基準第一号訪問事業者は、市基準第一号訪問事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、市基準第一号訪問事業所の管理上支障がない場合は、当該市基準第一号訪問事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備に関する基準)

第8条 市基準第一号訪問事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、市基準第一号訪問事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 市基準第一号訪問事業者が指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者又は国基準第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、市基準第一号訪問事業と指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護の事業又は国基準第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合においては、前項の規定にかかわらず、当該市基準第一号訪問事業と一体的に運営される事業が、当該指定訪問介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を、当該指定介護予防訪問介護の事業又は当該国基準第一号訪問事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たさなければならない。

(運営に関する基準)

第9条 市基準第一号訪問事業の運営に関する基準は、旧指定介護予防サービス等基準第2章第4節に規定する基準の例によるものとする。ただし、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項に規定する基準の例による基準は、第4

条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「国基準第一号訪問事業を行う者及び国基準第一号通所事業を行う者」とあるのは「市基準第一号訪問事業を行う者」と読み替える。

2 第4条第3項の規定は、市基準第一号訪問事業の運営に関する基準について準用する。この場合において、同項中「国基準第一号訪問事業」とあるのは「市基準第一号訪問事業」と読み替える。

(介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第10条 市基準第一号訪問事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、旧指定介護予防サービス基準第2章第5節に規定する基準の例によるものとする。

#### 第4章 市基準第一号通所事業

(基本方針)

第11条 市基準第一号通所事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(人員に関する基準)

第12条 市基準第一号通所事業を行う者（以下「市基準第一号通所事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「市基準第一号通所事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 市基準第一号通所事業の提供日ごとに、市基準第一号通所事業を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該市基準第一号通所事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該市基準第一号通所事業を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 介護職員 市基準第一号通所事業の単位ごとに、当該市基準第一号通所事業を提供している時間帯に介護職員（専ら当該市基準第一号通所事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該市基準第一号通所事業を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該市基準第一号通所事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）

以下この章において同じ。)、指定地域密着型通所介護事業者(府中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則(平成25年3月府中市規則第10号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下この章において同じ。)、指定介護予防通所介護事業者(旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下この章において同じ。))又は国基準第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、市基準第一号通所事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下この章において同じ。)の事業、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下この章において同じ。)の事業、指定介護予防通所介護(旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下この章において同じ。)の事業又は国基準第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合にあつては、当該事業所において当該市基準第一号通所事業と一体的に運営される事業の利用者)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- 2 市基準第一号通所事業者は、市基準第一号通所事業の単位ごとに、前項第2号の介護職員を、常時1人以上当該市基準第一号通所事業に従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の市基準第一号通所事業の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前3項の市基準第一号通所事業の単位は、市基準第一号通所事業であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 市基準第一号通所事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は国基準第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、市基準第一号通所事業と指定通所介護の事業若しくは指定地域密着型通所介護の事業、指定介護予防通所介護の事業又は国基

準第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合においては、前各項（第1項第2号を除く。）の規定にかかわらず、当該市基準第一号通所事業と一体的に運営される事業が、当該指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を、指定地域密着型通所介護の事業であるときは指定地域密着型サービス基準第59条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を、当該指定介護予防通所介護の事業又は当該国基準第一号通所事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たさなければならない。

第13条 市基準第一号通所事業者は、市基準第一号通所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、市基準第一号通所事業所の管理上支障がない場合は、当該市基準第一号通所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備に関する基準）

第14条 市基準第一号通所事業所は、提供に必要な場所及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに市基準第一号通所事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 提供に必要な場所は、事業の実施に必要な広さを有するものとし、その面積は、3平方メートルに利用定員（当該市基準第一号通所事業所において同時に市基準第一号通所事業の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上としなければならない。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該市基準第一号通所事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する市基準第一号通所事業の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 市基準第一号通所事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は国基準第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、市基準第一号通所事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業、指定介護予防通所介護の事業又は国基準第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合においては、前3項の規定にかかわらず、当該市基準第一号通所事業と一体的に運営される事業が、当該指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第95条



第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を、指定地域密着型通所介護の事業であるときは指定地域密着型サービス基準第59条の5第1項から第5項までに規定する設備に関する基準を、当該指定介護予防通所介護の事業又は当該国基準第一号通所事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たさなければならない。

(運営に関する基準)

第15条 市基準第一号通所事業の運営に関する基準は、旧指定介護予防サービス等基準第7章第4節に規定する基準の例によるものとする。ただし、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項に規定する基準の例による基準は、第4条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「国基準第一号訪問事業を行う者及び国基準第一号通所事業を行う者」とあるのは「市基準第一号通所事業を行う者」と読み替える。

(介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第16条 市基準第一号通所事業における介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、旧指定介護予防サービス等基準第7章第5節に規定する基準の例によるものとする。

## 第5章 雑則

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年12月11日規則第67号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第4条第1項ただし書及び第2項、第9条第1項ただし書並びに第15条ただし書に規定する記録の整備及び保存に関する基準は、平成29年4月1日以後に行われた介護予防・日常生活支援総合事業の記録について適用する。